

## 鳥取県告示第 199 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 19 年 4 月 19 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 9 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

1 申請のあった年月日

平成 19 年 2 月 19 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひつじの会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

渡辺 博

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市戎町 111-2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者の方に対して、多様な福祉サービスをその利用者の意向を尊重しながら、総合的に創意工夫して提供する事業を行うことにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その能力及び適正に応じ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することで、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。